

## 鳥取県告示第205号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）第9条第3項の規定に基づき、鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園における食事の提供その他の施設の利用に係る利用料金を次のとおり承認したので、同条第4項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第415号（鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 利用料金

#### (1) 食事の提供に係る利用料

入所利用 (1日当たり)	短期入所及び市町村地域生活支援事業（日中一時支援事業に限る。）に係る利用 (1食当たり)		
	朝食	昼食	夕食
1,580円	280円	650円	650円

#### (2) 光熱水費に係る利用料（入所利用者及び短期入所利用者に限る。）

1日につき 327円

#### (3) 温泉利用に係る利用料（入所利用者に限る。）

1月につき 600円

#### (4) 在園証明書等発行に係る利用料

1通につき 200円

#### (5) 預り金の管理に係る利用料（入所利用者で希望する者に限る。）

1月につき 200円

### 2 承認日

平成21年3月27日